【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年７月７日
【会社名】	セイノーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEINO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　田口　義隆
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市田口町１番地
【電話番号】	大垣(0584)82-3881
【事務連絡者氏名】	取締役　　野津　信行
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市田口町１番地
【電話番号】	大垣(0584)82-3881
【事務連絡者氏名】	取締役　　野津　信行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　358,080,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	240,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）１．募集の目的及び理由

当社は、平成29年５月12日開催の取締役会において、当社の取締役及び当社子会社の取締役（以下、「取締役等」と総称します。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役等を対象とする新たな報酬制度である、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、平成29年６月28日開催の第96回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、当社の取締役に対して、年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として３年から６年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本募集は、本制度を踏まえ、平成29年７月７日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

＜本制度の概要等＞

取締役等は、本制度の下で、当社及び当社子会社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が当社の取締役に対して発行し又は処分する当社の普通株式の総数は、年36万株（ただし、本日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整します。）以内といたします。

ただし、当社の取締役に対して支給される金銭報酬債権は、原則として、実質的には３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しているため、実質的には１事業年度あたり12万株を超えない範囲での付与に相当すると考えております。

なお、上記の普通株式１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定される金額とします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役員として有能な人材を確保するとともに、各取締役等のモチベーションをさらに高めることを目的といたしまして、当社及び当社子会社の取締役会において、取締役等に、金銭報酬債権合計358,080,000円（このうち、当社の取締役に対して付与する金銭報酬債権は331,224,000円）（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、本金銭報酬債権の現物出資により、普通株式240,000株（このうち、当社の取締役に対して処分する普通株式は222,000株）を処分することを決定いたしました。

ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る本金銭報酬債権は、実質的には３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給しており、実質的には１事業年度あたり119,360,000円の金銭報酬債権を付与し、１事業年度あたり80,000株の付与に相当すると考えております。

譲渡制限期間については、本制度の導入目的及び対象職務執行期間（下記(2)に定義されます。）を勘案して、下記(1)のとおりといたしました。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の自己株式処分は、本制度に基づき、当社及び当社子会社の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として割当予定先である取締役等に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。

また、当社は、本制度による当社の普通株式の処分に当たっては、当社と取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①取締役等は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第１項及び所得税法施行令第84条第１項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

＜本割当契約の概要＞

(1) 譲渡制限期間

取締役等は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「対象株式」という。）について、平成29年８月４日から平成35年１月４日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、下記の各対象株式の区分に対応する対象譲渡制限期間、各対象株式を譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

対象株式	対象譲渡制限期間	対象職務執行期間
対象株式①	平成29年８月４日から 平成33年３月４日まで	平成29年６月28日から 当社の第97回定時株主総会の終結の時まで
対象株式②	平成29年８月４日から 平成34年１月４日まで	当社の第97回定時株主総会の日から 当社の第98回定時株主総会の終結の時まで
対象株式③	平成29年８月４日から 平成35年１月４日まで	当社の第98回定時株主総会の日から 当社の第99回定時株主総会の終結の時まで

※　各対象株式の株式数は、取締役等の在職期間に応じて決定されます。

※　当社子会社の取締役の対象職務執行期間は、当社子会社の定時株主総会の日を基準として上記に準じた期間となっております。

(2) 譲渡制限の解除条件

取締役等が各対象株式の区分に対応する職務執行期間（以下「対象職務執行期間」という。）中、継続して、当社取締役の地位（当社子会社の取締役については、当社子会社の取締役の地位）にあったことを条件として、各対象株式に対応する対象譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、取締役等が任期満了、死亡、定年その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除

対象株式について、各対象株式に対応する対象譲渡制限期間中に、取締役等が、任期満了、死亡、定年その他の正当な事由により当社の取締役の地位（当社子会社の取締役については、当社子会社の取締役の地位）を退任した場合には、当該退任の時点まで継続して上記の地位にあったことを条件として、退任の直後の時点（ただし死亡により退任した場合には死亡後速やかに取締役会が別途決定した時点（当該時点は、対象譲渡制限期間中であることを要する。））をもって、譲渡制限を解除する。

② 解除株式数

上記(1)に定める対象株式の区分に応じて、次の(ⅰ)から(ⅲ)までに定めるところに従って計算される数の各対象株式の譲渡制限を解除する。

（ⅰ）取締役等の退任の時点が、各対象株式に対応する対象職務執行期間経過後であった場合：
各対象株式の全部

（ⅱ）取締役等の退任の時点が、各対象株式に対応する対象職務執行期間中であった場合：
各対象株式に対応する対象職務執行期間の開始日から退任の日までの月数を12で除した結果得られる数（その数が１を超える場合は、１とする。）

（ⅲ）取締役等の退任の時点が、各対象株式に対応する対象職務執行期間が到来する前であった場合：
各対象株式に係る譲渡制限を解除しない。

(4) 当社による無償取得

当社は、本割当契約に従って譲渡制限が解除されない対象株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後をもって、当然に無償で取得する。

２．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

３．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町２丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	240,000株	358,080,000	―
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	240,000株	358,080,000	―

（注）１．「第１　募集要項　１　新規発行株式　（注）１．募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役等に割当てる方法によります。

２．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

３．現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社及び当社子会社の実質的には３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

（単位：円）

	割当株数	払込金額	内容
取締役：６名	189,000株	281,988,000	実質的には３事業年度の職務執行に相当する対価として支給された金銭報酬債権
社外取締役：３名	33,000株	49,236,000	実質的には３事業年度の職務執行に相当する対価として支給された金銭報酬債権
子会社取締役：４名	18,000株	26,856,000	実質的には３事業年度の職務執行に相当する対価として支給された金銭報酬債権

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,492	―	100株	平成29年７月24日～平成29年８月３日	―	平成29年８月４日

（注）１．「第１　募集要項　１　新規発行株式　（注）１．募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、取締役等に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

２．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

３．また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社及び当社子会社の実質的には３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
セイノーホールディングス株式会社　本店	岐阜県大垣市田口町１番地

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
―	―

（注）　譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
－	160,000	－

（注）１．金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
３．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

（２）【手取金の使途】

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役等を対象とする制度である本制度を導入いたしました。

また、平成29年６月28日開催の株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役に対して、年額600百万円以内の金銭報酬を支給することができることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社及び当社子会社の実質的には３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　平成28年（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）平成29年６月29日関東財務局長に提出

２【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（平成29年７月７日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づく臨時報告書を平成29年６月30日関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年７月７日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年７月７日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

セイノーホールディングス株式会社　本店
（岐阜県大垣市田口町１番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。